

神武天皇陵修補過程の一考察 (武田)

(21) 前掲拙稿参照。

(22) 『山陵御普請』。

(23) 同右。

(24) 幕末政治上の京都守護職の意義については宮地正人『天皇制の政治史的研究』七五、六頁参照。

(25) 『二条家日記』(『大日本維新史料稿本』) 文久三年二月二五日条。(東京大学史料編纂所蔵)。

(26) 『御評議簡条』(宮内庁書陵部所蔵)。

(27) 『山陵御普請』。

(28) 同右。

(29) 『栃木県史』史料編 近世七、一三三、一三四頁。

(30) 『山陵修補綱要』。

(31) 同右。

(32) 前掲拙稿参照。

(33) この点については註(3) 大平論文参照。

明治十七年の公認教制度の採用に関する一考察

——史料の翻刻と分析を中心に——

新 田 均

目 次

はじめに	三三	一、説明書の内容の分析	三三
凡 例	三三	二、先行研究の整理と検討	三三
翻 刻	三六	三、筆者の展望	三三

はじめに

明治十七年八月十一日、明治政府は以下のような内容の太政官布達を發した。

自今神仏教導職ヲ廢シ寺院ノ住職ヲ任免シ及教師ノ等級ヲ進退スルコトハ総テ各管長ニ委任シ更ニ左ノ条件ヲ定ム
第一条 各宗派妄リニ分合ヲ唱ヘ或ハ宗派ノ間ニ争論ヲ為ス可ラス

第二条 管長ハ神道各派ニ一人仏道各宗ニ一人ヲ定ム可シ

但時宜ニ因リ神道ニ於テ教派連合シテ管長一人ヲ定メ仏道ニ於テ各派管長一人ヲ置クモ妨ケナシ

明治十七年の公認教制度の採用に関する一考察 (新田)

明治十七年の公認教制度の採用に関する一考察(新田)

第三条 管長ヲ定ム可キ規則ハ神仏各其教規宗制ニ由テ之ヲ一定シ内務卿ノ認可ヲ得可シ

第四条 管長ハ各其立教開宗ノ主義ニ由テ左項ノ条規ヲ定メ内務卿ノ認可ヲ得可シ

一 教規

一 教師タルノ分限及其称号ヲ定ムル事

一 教師ノ等級進退ノ事

以上神道管長ノ定ムヘキ者トス

一 宗制

一 寺法

一 僧侶並ニ教師タルノ分限及其称号ヲ定ムル事

一 寺院ノ住職任免及教師ノ等級進退ノ事

一 寺院ニ属スル古文書宝物什器ノ類ヲ保存スル事

以上仏道管長ノ定ムヘキ者トス

第五条 仏道管長ハ各宗制ニ依テ古來宗派ニ長タル者ノ名称ヲ取調ヘ内務卿ノ認可ヲ得テ之ヲ稱スルコトヲ得

右布達候事

また、この太政官布達十九号に関連して、同日、次の三つの達が太政官より発せられた。

第六十八号

管長身分ノ儀ハ総テ勅任官取扱ノ例ニ依ル

右相達候事

第六十九号

神仏各宗派一般

今般教導職廢セラレ候ニ付テハ従前教導職タリシ者ノ身分ハ其在職ノ時ノ等級ニ準シ取扱フ者トス

右相達候事

第七十号

官省院庁府県

神仏各宗派管長及従前教導職タリシ者ノ身分取扱ノ儀第六十八号第六十九号ノ通相定候条此旨為心得相達候事

以上の法令は、公認教制度の採用を宣言したものである。そして、この公認教制度は、神社の国家管理と並んで、明治憲法時代の政教関係についての二大原則の一つとなった。したがって、右の法令が有する意義は極めて重大である。本稿は、右の法令の発布を提案した内務省が、それに付した説明書(国立公文書館蔵「公文録」2A-10-公3678「教導職廢止並神仏各宗派管長身分取扱等ノ件」所収)の翻刻と分析を行い、先行研究における解釈を整理検討し、最後に筆者の考える展望を述べる。

△凡例▽

一、各文書を野線で区切って区別し、記載されている野紙の種類を示した。『公文録』2A-10-公3678「教導職廢止並神仏各宗派管長身分取扱等ノ件」には、ここに翻刻した文書の他に、太政官布達第十九号の布達案や太政官達第六十八・九、七十号の達案が収められているが省略した。

一、正字・異体字は適宜新字に改めた。

一、略字・合字は通行の表記に改めた。

一、適宜改行を設け、句読点を施した。

〈翻刻〉

内務省野紙

明治十七年七月

山県有朋印・署名

政府カ直接ニ宗教ニ関渉スルコト其弊ヲ生スル既ニ多シ。而シテ未タ其ノ利ノ存スルヲ見ス。神仏両教ニ於テモ亦、政府直接ノ保護ヲ離レテ其宗制ヲ樹立スルノ利タルハ、少シク学操アル者ノ信シテ疑ハサル所トス。

或ハ云フ、天下九万四千余人ノ神仏教導職、今日一旦ニシテ之カ保護ヲ止メハ、一類ハ不平ヲ鳴シ一類ハ放縱自恣ニシテ、政府竟ニ其弊ニ堪エサル可シト。

曰ク、然ラス。別紙真宗僧侶某及真言宗五千六百余寺ノ総代等カ建議、其保護ノ弊ヲ論スル皆能ク肯綮ニ中ル。以テ彼徒ノ情状ヲ見ルニ足レリ。政府ノ保護ヲ止ムルニ於テ豈ニ其不平ヲ鳴ラス者ナランヤ。

若夫レ彼徒ノ放縱ヲ檢束スルノ法ハ、宗制寺法等ヲ定ムル悉ク先ツ内務卿ノ認可ヲ得ルヲ要スルモノトセハ、政府ノ力直ニ彼徒ノ肉体ニ迫ル無シト雖モ、優ニ宗教組織ノ規定ヲ左右スルヲ得ヘシ。然ラハ則チ、政府カ彼徒ヲ支配スル道、外ニ縦テ内ニ操ルモノナリ。且、其方法宜シキヲ得ハ、能ク今日ノ形勢ニ適シ、内治ニ害ナクシテ外交ニ便ナルヲ得ヘク、又、能ク彼徒ヲ統一シテ紛糾セシメサルヲ得ヘシ。若シ内務省社寺掛長其人ヲ得、善ク神仏各管長ヲ統一シテ之ヲ駕御シ、皇室ノ各管長ヲ待遇スル、旧例ニ依テ少シク恩恵ヲ加ヘ給フニ於テハ、内外宗教ノ軋轢ヲ制シ、彼徒ノ方向ヲ誤ラシメサルコト決シテ難シトセス。亦焉ソ其放縱自恣ヲ憂ヘンヤ。是レ一挙而得ノ道ナ

リ。

因テ布達案ヲ草シ謹テ裁択ヲ仰ク。

(布達案 略)

内務省野紙

神仏各管長待遇ノ事

神仏教導職ヲ廢シテ之カ統一ノ法ヲ定ムルコト既ニ別紙ノ如クナルニ於テハ、政事ト宗教ノ關係其宜キニ適シ、旧来ノ積弊漸ク洗滌スルニ足ヘシ。然ルニ、従来教導職ニシテ勅奏判ノ官等ニ准セラレタル者ハ、其地位頓ニ下リ世間ノ秩序ニ於テハ復タ衆庶ノ瞻仰ヲ得ルニ足ルモノ無シ。是レ本ヨリ其本分ノ然ルヘキ所ニシテ姑息ノ情ヲ以テ之ヲ視ルヘキニ非ス。然レトモ、処分ノ方法徒ニスノ如キニ止マリテ復之ヲ顧ルコト無キハ、或ハ輕忽ニ失スルノ嫌ナキコト能ハサルナリ。

抑宗教ハ民生ノ神魂ニ關ス。世間ノ道以之ニ尚フヘキ無シ。故ニ之ニ對スル政略ノ今日ニ適スル者ヲ求ムルニ、宜ク不吐不吞ノ間ニ在ルヘシトス。蓋我邦ノ宗教外觀ニ於テハ幾ト氣息ナキカ如シト雖、仔細ニ其實際ヲ視察シ来レハ、其頑信痴仰始ト国民十分七以上ノ腦髓ヲ占メタリ。今其無形ノ團結ヲ処スルニ、忽チ吐テ而シテ之ヲ奴トシ之ヲ汚トセンカ、内治ノ政或ハ之カ為ニ其煩累ヲ生スルコトアルヘシ。然レトモ、宗教ハ固ヨリ政治ノ深ク關係スヘキ範圍ニ在ラス。且、開港以來百度万機多ク西欧ノ長ヲ選扱シ、懷来ノ政亦漸ク其囿ヲ広フセントス。而ルニ、今日ニシテ宗教ヲ吞テ、之ヲ腹心ニシ主トシテ、而シテ之ヲ崇マンカ、決シテ時宜ニ適セルモノト謂フ可ラサルナ

明治十七年の公認教制度の採用に関する一考察(新田)

り。

大凡、建国ノ旧キ者ハ、其政体ノ宗教ニ関スルモノ深クシテ且大ナリ。是レ欧米諸邦ニ於テモ、能ク所謂宗教ノ自由ナルモノヲ実行スルハ、独リ北米合衆國ノミナル所以ナリトス。國朝歴世ノ天皇及相門將家ノ神仏ヲ崇敬スルコト厚ク、遂ニ政治ノ宗教ト時ニ或ハ其區別ヲ見ル能ハサルニ至レルコトアリ。是ニ於テ神官僧侶ノ地位ハ其沿革甚多シト雖、要スルニ常ニ頗ル尊大ヲ極メタリト謂フ可シ。是レ今日ニシテ教導職ヲ勅奏判ノ官等ニ准セラレタル因縁ニシテ、諸宗ノ高僧ニ國師大師ノ称号ヲ贈ラレタルコトアルモ亦其因由ナキニ非ルナリ。去レハ、今日急ニ之ヲ平地ニ放出シテ毫モ之カ精神ヲ收攬スル道ナキハ、術ノ得タル者ト謂フ可ラス。故ニ、教導職ヲ廢セラレタル上ハ、皇室ニ於テ諸宗ノ管長ヲ待遇セラル、コトハ、姑ク其旧ニ依ルヲ以テ時宜ニ適セルモノト謂フ可キナリ。

天位ハ名譽ノ源ナリ。榮光ノ本ナリ。而シテ、人心ノ榮譽ヲ望ムハ天性ニ出ツ。故ニ、予奪ノ術其道ヲ得ルニ於テハ、能ク懦夫ヲシテ水火ニ赴カシムヘシ。夫ノ宗教既ニ政法ヲ以テ之ニ干渉ス可ラスト雖モ、一宗派信仰ノ集合点ナル管長一人ヲ皇室ニ於テ平人ニ比シテ稍特別ナル待遇ヲ与ヘラル、ハ、決シテ其不利ヲ見ルコト無ノミナラス、榮譽ヲ利用スルノ道、或ハ其一端ヲ加フルニ庶カラン歟。

且、所謂待遇ナルモノヲ管長ニ与ヘラレンニ、特ニ爵位ノ名ヲ賜ヒ、或ハ官等ノ地ヲ授クルノ煩ヲ取ルニ及ハス。止旧慣教導職ヲ遇セラル、ノ例ニ准スルヲ以テ足レリトス。乃歳首及四時ノ大節アル毎ニ、管長ノ參内敬礼ヲ受ケラル、ノミナリ。然ハ則チ待遇ニ非ス。彼カ崇敬ノ厚キヲ効スコトヲ充サル、ノミナリ。抑亦為シ易ク且ツ容レ易キノ事ニ非スヤ。

乃其達案ヲ草スルコト左ノ如シ。

(達案 略)

一、説明書の内容の分析

まず、太政官布達第十九号發布の前提となっているのは、「政府カ直接ニ宗教ニ関渉スルコト其弊ヲ生スル既ニ多シ。而シテ未タ其ノ利ノ存スルヲ見ス。神仏両教ニ於テモ亦、政府直接ノ保護ヲ離レテ其宗制ヲ樹立スルノ利タルハ、少シク学操アル者ノ信シテ疑ハサル所トス。」とあるように、国家公認の宗教者たる教導職を通じて宗教者や宗教団体を直接統制した、従来の政策に対する内務省自身の極めて低い評価である。

このような評価と真言宗や真宗の希望、さらには当時既に政府内に定着しつつあった「抑宗教ハ民生ノ神魂に關ス。世間ノ道以テ之ニ尚フヘキ無シ」「宗教ハ固ヨリ政治ノ深く關係スヘキ範圍ニ在ラス」という政教分離の思想を背景として、教導職の廃止が提案されている。

それでは、教導職廃止後の政教関係をどうするのか。政府が宗教を全く放置するのは幾つかの点から現実的ではなかった。内外の宗教軋轢が存在していた。宗派の分合も大問題となることを政府は既に経験していた。西洋の例を見ても建國の古い国家は宗教と何らかの關係を保っており、放任制度を採っているのは歴史の浅いアメリカだけである。日本においても古来より政府は宗教と深く関わって来ており、未だ宗教の潜在的勢力が侮り難いものである以上、その特權を一挙に解消して政府は宗教を敵視しているとの印象を与えたり、その收攬方法を全く放棄してしまうのは得策ではないと考えられた。

そこで考えられたのが、「不吞不吐」の制度としての管長への一定の権限の委任(一定の教団自治権の承認)とその特別待遇であった。

まず、管長への一定の権限の委任とは、政府は個々の住職・教師の任免を各管長に委ね、かわりに、内務卿が各教団

の教団法を認可する権限を握って各教団を間接的に統制するというものであった。

この微妙な制度の運用に当たっては二つ事柄が考慮された。一つは、内務省社寺局長に有能な人材を得ること。そして、今一つが皇室の權威に頼ることである。

社寺局長に期待されたものが権力運用の妙であつたとすれば、名譽の源泉としての皇室に期待されたものは、もはや「宗教既ニ政法ヲ以テ之ニ干渉ス可ラス」との状況の下で「一宗信仰ノ集合点ナル管長」の精神を掌握するという、權威運用の妙である。しかも、それは「特ニ爵位ノ名ヲ賜ヒ官等ノ地ヲ授ク」というような、新たな手段によって皇室への尊崇の念を増そうとするものではない。ただ旧教導職管長への待遇を維持して、歳首及び四時の大節に各管長が参内して敬礼することを許す。すなわち、すでに各管長が抱えている尊崇の念に表明の機会を与え続けるといふものであつた。内務省はこれを以て実は待遇ですらないという。そして、「皇室ニ於テ諸宗ノ管長ヲ待遇セラル、コトハ、姑ク其旧ニ依ルヲ以テ時宜ニ適セルモノト謂フ可キナリ。」という記述からすれば、この待遇もいずれば廃止つもりであつたのかもしれない。

二、先行研究の整理と検討

明治十七年八月の太政官布達第十九号の意義を、羽賀祥二氏は簡素に次の二点に要約している。

一、この布達は以後のたび重なる宗教法案の流産のため、宗教法上の根本法規として近代日本の政教関係を決定づけた。

二、それまで国家の手中にあつた住職・教師の任免権を神仏各管長に「委任」し、この管長権と教団法とによって各教団は自らの宗教権力を確立し、近代的な「自治」的教団を形成していった。

第一の点については、長谷山正観氏も、やや異なつた表現ながら「明治以降、宗教団法施行までの宗教法は、統一された法典として制定されたものではなく、個別の宗教法規の累積であつたが、その根幹をなすもの」と述べている(なお、当該布達は昭和十五年四月施行の宗教団法第三〇条により廃止)。

第二の点については、当該布達を以て住職・教師の任免権が神仏各管長に委任されたとする点では各論者に相違はないが、その意義や「委任」の解釈については論者によって着目点に違いが見られる。

この点について、長谷山氏の見解を基本として見てみよう。

a 当該布達によって、明治十五年一月二十四日の内務省達乙第七号によって命じられた神官と宗教者、神社と宗教団体の区別が一層明確になつた。この点に関しては、井上恵行氏も全く同様の見解である。

b 当該布達は明らかに政教分離を規定したものであつたが、その分離は完全ではなく、この時代の宗教制度は、教派神道・仏教宗派を公認教的に取り扱つた。

c 当該布達により、宗派統轄権限が管長に移り、本山の住職はその権限を喪失した。言い換えれば、管長が神仏道各宗派の代表かつ統轄権者となり、外部に対しては教宗派を代表し、内部においては信仰の中心として、教権を運用し宗務を総攬することになった。古い仏教の沿革によれば本山・末寺制度を布き、本山は末寺および僧侶を指揮命令し一宗の治教権を有したが、管長にその権限が移つた。(つまり、本山制度から管長制度に移行したというのである)。

ただし、住職・教師・僧侶の任免、懲戒などの対人処分権は管長が握るものの、祠宇・寺院・仏堂・教会所許可は地方長官に属していたので、宗教団体は国家ならびに管長の二元的支配を受けた。

この二元的支配について、梅田義彦氏は、また別の観点から「この布達は、教規・宗制・寺法を、教宗派の内部規定(自治法たる私法)とし、これについての管長の権限すなわち治教権をこれに委任し、もつて管長制による自

治権を認めたのである。「ただし、条項を指定して教規・宗制等を定めさせ、内務卿の許可を受けさせることにしたのであるから、統教権は大幅に留保されていた。」と述べている。

さて、この「委任」を長谷山氏が、本山制度から管長制度へ、という観点から捉えるのに対して、羽賀氏は始めに引用したように、近代的な「自治」的教団の形成という観点から捉える。また、阪本是丸氏は、宗教に対する直接統治から間接統治への移行と見る。さらに、安丸良夫氏は、かつて、大教院解散以後の状況を「国家のイデオロギー的要請にたいして、各宗派がみずから有効性を証明してみせる自由競争」とみ、これを「日本型政教分離」と呼んだが、この論を当該布達にも適用して、「この布達で『管長ハ各其立教開宗ノ主義ニ由テ左項ノ条規ヲ定メ、内務卿ノ認可ヲ得可シ』とされるとき、それぞれの宗派の『主義』と国家が要求する規範や価値との統合が、各宗派の自主性・主体性において実現されるはずだとされているのであって、そこに近代日本の『信教の自由』の本当の姿があった。」としている。

d 当該布達に掲げられた管長への对人処分権の委任については、戦前二つの説が対立していた。一方は、この「委任」を処分権自体は国が留保し、その行使だけを管長に委任したと見るものであり、他方は、国はその権限を放棄して各宗派の自治に一任したとするものであった。この対立は多くの場合、管長のなした任免行為の効力の有無を民事訴訟となしうるかどうかをめぐって問題となった。というのも、後説によれば、この任免行為は私法行為として当然民事訴訟による救済を受けられるのに対して、前説の場合には行政行為となつて、行政庁の適宜の処置に任せるよりほかに方法はなく、行政裁判所に訴えることもできず、また司法裁判所もこれを受理することができない結果となるからであった。そして、学説は後説を支持し、判例は前説を支持した。この両説について、長谷山氏は当該布達を政教分離を規定したものと見る立場から後説を支持している。これについては、井上氏も同じである。説明書を見ると、「委任」に当たって内務省が意図したのは、直接統制から間接統制への移行であったことは間

違いない。梅田氏の言い方を借りれば、統教権と治教権の分離である。ただ、管長に委任する治教権に介入する意志が全くなかったかどうかははっきりしない。この点に関して、説明書は「其方法宜シキヲ得ハ」とか「内務省社寺掛長其人ヲ得」とか、曖昧な表現をしている。おそらく、この点に関しては、認可権を十分に活用して、内務省が自治能力ありと認定した教団にたいしては治教権を認め、自治能力なしと認定した教団、あるいは問題ありと認められた教団については、治教権を認めずに直接介入することもありうるというのが内務省の方針であったのではないかと思われる。

例えば、管長制度施行直後の浄土宗に対する内務省の対応がその例である。明治十八年三月、浄土宗は管長を五本山の交番制にすることを具申して一旦は許可された。ところが、交番制が公選制かをめぐって内紛を生じ警察が出動する騒ぎまで引き起こした。また、宗制寺法について内務卿の裁定を要請したり、管長や増上寺住職が辞表を提出したりと、自治能力の欠如を露呈した。この結果、内務大臣は、当該布達による「自治ノ特権ヲ享受スルコト能ハサル者」と認定し、五本山交番制の認可を取り消し、宗内に事務取扱を置いて宗制寺法を定める他、該宗に関する事項を臨機に処分するように指令した。

以上、当該布達に対する各論者の見解を概観してきたが、『国家神道』の著者である村上重良氏の当該布達に対する理解は、かなり特異なものである。と同時に、その国家神道論の根幹をなしている。

村上氏によれば、「国家神道」は「神社神道と皇室神道を結合し、宮中祭祀を基準に、神宮・神社の祭祀を組み立てることによって成立した。」^①そして、この「国家神道」が神仏基三教の上に「君臨」したとし、この体制を「宗教的政制」と捉え、「国家神道体制」と呼んでいる。この「国家神道が神仏基三教に君臨した制度」という立論のほとんど唯一の根拠が、当該布達が規定した管長制なのである。

曰く「政府は国教制度の当然の帰結として、宗教公認制度を採用し、神仏基三教を直接統制下におき、国家神道体制

を確立した。一八八四(明治一七)の神仏教導職廃止を境に、教派神道各教と仏教各宗派は、それぞれ管長をさだめ、教団は管長の権限で管理され取り締まられることになった。管長が定める規則には、・・・これらすべて内務卿の認可を必要とした。こうして政府は、管長をつうじて各宗教を掌握する方式を、宗教行政の基本として採用した。管長の権限の確立とともに、『神道、仏道管長』は、勅任官待遇に準ずる取り扱いとすることがさだめられた。管長を天皇制国家の高級官僚として取り扱うことによって、政府は、神仏各教にたいして、天皇への忠誠と国家神道教義の受容を、どこまでも徹底させていくことが可能になった。²³⁾

説明書の宗教に対する冷めた眼指に接した後で、村上氏の国家神道に対する熱っぽい眼指に接すると、私には時代が逆ではないのかという奇妙な感覚が生じる。それはともかくとして、説明書に基づいてこの論を検討してみよう。

国教制度の当然の帰結として、宗教公認制度が採用されたと村上氏はいわれる。しかし、国教制度と公認教制度とは別物であり、公認教制度を国教制度採用の当然の帰結とするのには論理の飛躍がある。また、神仏基三教を直接の統制下においたといわれるが、当該布達にはキリスト教は含まれていない。キリスト教が宗教行政の対象となったのは明治三十二年七月二十七日の内務省令第四十一号によってであり、公認されたの昭和十五年四月施行の宗教団体法によってである。

政府が管長をつうじて各宗教を掌握する方式を宗教行政の基本として採用したのは確かである。しかし、このことは、公認教に対する方針決定を意味するのみで、これだけでは国家神道が神仏基三教に「君臨した」とはいえない。したがって、君臨関係の存在をいうためには、管長の勅任官待遇が、管長を「天皇制国家の高級官僚」として取り扱うことを意味するものであり、その目的が「天皇への忠誠と国家神道教義の受容」を徹底させることにあったことが証明されなければならぬ。ところが、説明書は管長の勅任官待遇を待遇ですらないといっている。また、管長が官吏でなかったことについては異論を差しは挟む余地がない。²⁴⁾

天皇への忠誠と国家神道教義の受容の徹底というのもベクトルが逆である。すでに、説明書の内容の分析のところでもふれたが、この待遇は新たな特権を付与することによって管長たちの歎心を買ひ、天皇への忠誠心を増すための措置ではない。既に存在している忠誠心に表明の機会を与え続けることによって、宗教界を精神的に把握しようとするものである。この措置は、天皇への忠誠心を前提としてはいても、それを創り出そうとするものではない。そこには、村上氏のいう「国家神道教義」をどこまでも徹底させていこうとする意図はない。²⁵⁾

村上氏は、皇室祭祀ならびに神社神道の国家管理(狭義の「国家神道」と公認教制度を、並立関係や並立関係における優劣としてではなく、「国家神道」が公認教に君臨する宗教的政治制度(広義の「国家神道」。村上氏によれば「国家神道体制」として捉える。しかし、このユニークな理論は、両制度を君臨関係と規定する最も肝心な結び目において史料によって反証されている。

三、筆者の展望

明治十七年八月の太政官布達第十九号および太政官達第六十八・九、七〇号は、明治前半期の宗教行政の一応の到達点を示すものである。と同時に、帝國憲法下の宗教行政の出発点でもあった。

これらの法規によって公認教制度が発せられた。ただし、当該法規の主要な関心は治教権の付与にあり、公認・未公認の区別にあったわけではない。公認・未公認の区別についてはもう少し時間の経過が必要であった。

ところで、当該法規によって、管長が自治権を付与された教団の中心となったわけであるが、なにも管長はこの時に始めて設けられた機関ではない。元来、管長は明治五年四月三〇日、教導職を統轄させるために太政官布告第一四一号によって設けられた。この教導職管長が当該法規によって各教宗派管長へと移行したのである(両者の相違を検討

し、移行の意義を探ることは、明治前半期の宗教行政を考察する上で重要なテーマとなるであろうが、それはまた別の機会に譲りた(い)。

この教導職管長から各教宗派管長へ移行にあたっては、僧官制度の復活が問題となった。当時、僧侶たちはしきりに教導職廃止の意見書を政府に提出していた。そこには、教導職廃止後に僧官を復活させることを希望する旨が記されていた。

明治十四年三月、東本願寺の僧権中教正渥美契縁・少教正鈴木慧淳が内務卿松方正義に宛てた建白には「願ハクハ更ニ英断ヲ下シタマヒ神仏各宗ノ教導職ヲ廃シ、神道ニシテ宗旨ノ形状ヲ成ス者ハ一切之ヲ止メ、大祭正以下ノ神職ヲ置テ専ラ祭祀ノ事ヲ掌サトラシメ、僧侶ハ大僧正已下ノ僧官ニ復シテ各自ノ宗教ヲ宣布セシメ、以テ国家ノ大典ト宗教トノ区域ヲ明白ニ別析シ国権ヲ冒洗シ、皇祖ヲ侮辱スルノ患害ヲ今日ニ除キ玉ハンコトヲ」とあった。

同じく同月、天台・臨濟・真言宗の僧五名が連署して十一條からなる建議書を内務卿に提出した。その中にも「宜シク試度ヲ復興シ、之ニ度牒ヲ与ヘテ其出家ヲ許シ、首ニ沙弥ヲ学バシメ、学行漸ク成ルニ及デ、方ニ初テ僧員ニ入ラシムベシ、是ノ如クナル時ハ、則僧宝年ヲ逐テ得ベケンノミ、則仏ノ規ナリ、伏シテ請フ、速ニ僧侶ノ教導ヲ止メテ試度ノ古制ヲ復シ、名分是レ正サレンコトヲ」とあった。

古代の僧官は、僧尼を檢校させるために中央に設けられた官であり、僧尼名籍と寺院資財の管理、戒律による僧尼の教導や教学の振興、得度・授戒の手続関与などを主な職務としたといわれている。その後次第に榮譽的な地位となり、明治五年八月十七日太政官布告第二二七号によって廃止された。

これを復活せよとの義論は、僧侶の一方的な建白に止まらず、政府内部でも具体的に検討されていたようである。井上毅が明治十七年五月頃に内務卿山県有朋のために起草した意見書には僧官制度の復活が盛り込まれていた。

その案によれば、僧侶を僧官と僧官に含まれない下級僧侶に分ける。僧官は大僧正・権大僧正・少僧正・権少僧正・

大僧都・権大僧都・少僧都・権少僧都とし、下級僧侶は一等より六等までの講読師とする。そして、全体として現在の教導職の定員を超えないようにする。僧正を勅任とするほかは、本山管長の試験補任に任せ、内務省は監督はしても干渉はしない。ただし、その試験及び補任の法については内務省の認可を必要とする。この井上案の特徴は、僧官が官職であること、僧都以下の僧侶については管長に任免権が委任されているが、僧侶の全体数が政府によって限定されていること等にある。

このように具体化しかけていた僧官制度の復活が実現しなかったのは何故だったのか。その原因としては、真宗本願寺派の反対が考えられる。明治十七年七月十九日、真宗本願寺派門主大谷光尊は井上馨に宛てた書簡の中で次のように述べている。

「信教自由ニ付各宗ヨリ伺も愚論ヲ唱居候由等承不堪驚愕候。右は今更可驚義ニ無之時運令然所被存、就而ハ此際教導職廃止之義ハ勿論之事被存候。乍去自然僧官而も被立候へハ教導職廃止ニ相成候所詮無之、抑為宗教其功ナキノミナラス又政治上にも有害之事被存候。若御取扱上ニテ何トカナラネハナラヌト申事ニ候ハ、管長ト一般僧侶ハ区分相立候已而可然歎」

明治十二年六月の東移事件をきっかけに、真宗本願寺派は諸宗派に先駆けて寺法の制定・集会の開設へと向かった。その寺法草案は、光尊の依頼によって当時の内務省社寺局長桜井能監が起草し、三条実美、岩倉具視、伊藤博文、大隈信重等の意見が聴かれ、とくに井上馨の関与が深かった。明治十四年六月に成立した寺法には次のように規定されていた。

第一章 本山

第一条 真宗本願寺派の本山は一派中一寺に限る

第二条 京都本願寺は一派共有の本山にして派内の寺院僧侶及び門徒を管轄する権力を有す

明治十七年の公認教制度の採用に関する一考察(新田)

第二章 法主

第三条 一派の法主は見真大師以来系統相承の善知識にして、本山本願寺の住職之に当る

第四条 一派教導職の管長は法主に非れば之に当るを得ず

第五条 法主は左の諸件に於て特権を有す、派内の僧侶たらんことを願ふ人を度する事、門徒の男女に帰敬式を授くる事、宗義安心の正否を決定する事

第六条 法主は法度を允可し、式に依て之を公告し、執行を使用する権あり

第七条 法主は式に依り集會を終始し、及び會衆を解散し、呼集するの権あり、但、解散の節は三ヶ月間に呼集するの旨を示すを要す

第八条 法主より派内に公告する文書は執行の署名せる副書を要するものとす

(以下略)

この寺法によって真宗本願寺派は、法主・本山住職・管長の関係や法主の権限を明確にし、政府の承認を得て實質的に治教権を獲得していた。したがって、同派にとって、再び政府の介入を招くような僧官制度の復活などは論外であったに違いない。また、内務省にとっても政府高官・内務省・宗教団体が一体となって作成した西本願寺寺法というモデルが存在する以上、これを前提として政教関係を構想することが最も自然な流れであったと思われる。井上毅案といえどもこの強力なラインを崩すにはいたらなかったのであろう。

以上のような推論が正しいとすれば、帝国憲法下の宗教行政上の二大原則はいずれも真宗本願寺派の影響の下に成立したことになる。帝国憲法下において真宗本願寺派こそは「影の国教」ともいべき存在であったのではないだろうか。

註

(1) これに関しては、拙稿「明治憲法制定期の政教関係―井上毅の構想と内務省の政策を中心に―」(井上順孝・阪本是丸編著『日本型政教関係の誕生』昭和六十二年、第一書房)一五一頁参照。

(2) 例えば、興正寺の別派独立問題。これについては、阪本是丸「日本型政教関係の形成過程」(『同右書』)五七頁以下参照。

(3) 「蓋我邦ノ宗教外観ニ於テハ幾ト氣息ナキカ如シト雖、仔細ニ其實際ヲ視察シ来レハ、其頑信痴仰殆ト国民十分七以上ノ脳髓ヲ占タリ。」との記述には宗教に対する蔑視が感じられる。宗教行政の担当者にこうした感覚があったことは注意されてよい。

(4) 政法が干渉できない領域に皇室の權威の作用を期待する発想の前提には、政府と内廷との分離という思想があると思われる。

(5) 羽賀祥二「明治国家形成期の政教関係―教導職制と教団形成―」(『日本史研究』二七一、一九八五年三月)一一四頁。

(6) 長谷山正観『宗教法概論』(昭和三十一年五月、有信堂)一五三頁。

(7) 同右書、九二頁。

(8) 井上恵行『改訂宗教法人法の基礎的研究』(昭和四十七年九月、第一書房)二四頁。

なお、この点を羽賀氏は、「二〇年代後半を明治初年からの懸案であった神仏分離の終焉期とみなし、制度上、神と仏をそれぞれの教団として分離させる体制を確立した時期」と考える見通しの下で位置付けているようである(「前掲論文」一三八頁)。

(9) 長谷山『前掲書』九三頁。ちなみに、長谷山氏によれば、政府は「事実上、神社を国教的に取り扱ったが、法制上においては宗教団体法施行までは教派神道、仏教宗派を公認教的に取り扱い、宗教団体法施行(昭和十五年四月)より昭和二十七年の公認教制度の採用に関する一考察(新田)

明治十七年の公認教制度の採用に関する一考察(新田)

十年十二月二十八日宗教法人令施行までは、神道教派、仏教宗派、キリスト教教団を公認教的に取り扱った。従って、法制上は、この時代の宗教制度は公認教的色彩を帯びた政教分離制度であるといえるであろう。」(九六頁)となる。

- (10) 同右書、一五四頁。
- (11) 同右書、二五八頁。
- (12) 近世の本山制度から近代の管長制度への移行過程については、同右書、二五五―二五八頁。梅田義彦『改訂増補・日本宗教制度史(近代編)』(昭和四十六年三月、東宣出版)一二四頁参照。
- (13) 同右書、二五八頁。
- (14) 梅田『前掲書』一二四頁。
- (15) 阪本是丸「明治一〇年代の宗教政策と井上毅」(『国学院雑誌』八七巻十一号、昭和六十一年十一月)四〇一頁。
- (16) 『神々の明治維新』(一九七九年十一月、岩波新書)二〇九頁。
- (17) 「近代転換期における宗教と国家」(安丸良夫・宮地正人編『日本近代思想体系5・宗教と国家』一九八八年九月、岩波書店)五五二頁。
- (18) 長谷山『前掲書』九三頁、一五四・五頁。
- (19) 井上『前掲書』二五―七頁。
- (20) 明治二十年内務省訓令第二十一号。
- (21) 『国家神道』(一九七〇年十一月、岩波新書)一頁。
- (22) 同右書、二二三頁。
- (23) 同右書、一一九頁。
- (24) 同右書、一三〇頁。

(25) 長谷山『前掲書』一五七頁。井上『前掲書』一一九頁。

(26) 天皇への忠誠心を作り出すための政策であったのか、それとも天皇への忠誠心を前提としての政策であったのかという観点は、宗教行政の分野を超えて明治史全体に関わっている。

(27) 藤井貞文「出雲大社教成立の過程」(『出雲学論攷』昭和五十二年一月、出雲大社)四七七頁以下所収。

(28) 同右書、四七五頁所収。

(29) 「山原参議宗教処分意見」(『井上毅伝』史料編第六、昭和五十二年三月、国学院大学図書館)一七〇頁。

(30) 大谷光存書簡(国立国会図書館憲政史料室蔵『井上馨関係文書』一五〇)。

(31) この経緯については、『本願寺史』第三巻(昭和四十四年五月、浄土真宗本願寺派)一八四頁以下、平野武『西本願寺寺法と「立憲主義」』(一九八八年三月、法律文化社)五七頁以下参照。

(32) 平野『同右書』八〇頁。

(33) 『本願寺史』第三巻、一七八頁。

(34) 羽賀氏はこの点に関して、「法主権が教団法で自主的に規定された以上、本山の末寺支配権が体制的に保証される必要はなくなる。むしろ僧官制という国家的宗教制度も不必要である。」(『前掲論文』一二九頁)と述べている。しかし、わたしは不必要であったというよりも、光尊の井上馨宛書簡にも表れているように、真宗本願寺派は有害と解していたと見る。

*追記 史料の翻刻に当たっては、国立公文書館の許可をいただいた。なお、本稿は日本私学振興財団学術研究振興資金より助成を受けた研究成果の一部である。

明治十七年の公認教制度の採用に関する一考察(新田)